

## 基本施策4 制度定着に向けた取り組みの推進

### ■具体的な施策例

#### ① 説明会関連

自治・町内会別市民説明会 大学・専門学校向け説明会 不動産管理会社向け説明会 事業者団体向け説明会

#### ② 啓発物品関連

お試し袋の全世帯配布 分別マニュアルの全世帯配布 ごみステーション用啓発看板・ポスター等の配布

#### ③ 各種広報

各種メディアによる広報（新聞・テレビ・ラジオ・市広報等） ポスターの掲示（スーパー・公共施設・自治会等）

## 基本方針3 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

事業系ごみについては、事業者のごみの減量・リサイクルの向上に向けた自発的な取り組みを促すとともに、資源物などの搬入規制を行い、最終的に焼却及び埋立処分されるごみを極力削減します。

また、事業者の自己処理責任に基づき、市による事業系ごみの収集を廃止するとともに、処理手数料については処理原価相当を徴収します。

### 基本施策1 排出抑制・リサイクルの推進

#### ■具体的な推進策

- ・排出抑制・リサイクルに向けたガイドラインなどの作成
- ・優良事業者表彰制度などの創設
- ・資源物などの搬入規制
- ・減量計画書などによる計画的な取り組みの促進
- ・市職員による立ち入り指導・相談
- ・排出事業者・収集運搬業者・リサイクル業者との連携強化

### 基本施策2 自己処理責任の強化

#### □個別施策1 処理手数料の見直し

区分	料金
事業系	130円/10kg
家庭系	60円/10kg

#### □個別施策2 市による事業系ごみ収集の廃止

## 基本方針4 違反ごみ対策と不法投棄対策の拡充

快適な生活環境を保持するため、ごみステーションにおける違反ごみや不法投棄などへの対策を強化します。特に、分別変更や有料化などの制度変更時においてルール違反が予想されることから、パトロールの強化に加え、「クリーンにいがた推進員」制度を創設し、地域と一体となった取り組みを推進します。

また、「ばい捨て等防止条例」の制定に向け、調整を行います。

### 基本施策1 ごみステーションにおける違反ごみ対策

#### ■具体的な推進策

- ・パンフレットなどを通じた広報活動の強化
- ・自治会、不動産業者、大学・専門学校に対する啓発活動の強化
- ・「クリーンにいがた推進員」と連携した違反ごみ対策
- ・ごみステーションへの支援
- ・繁華街など適正排出困難地区における対策の強化